

森林環境税（仮称）の早期創設並びに林業の成長産業化  
及び森林の適切な管理の推進を求める意見書

平成29年度の与党税制改正大綱において、2020年度及び2020年度以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策としての具体的な施策を実施するとともに、地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保を図るため、森林環境税（仮称）の創設に向けて、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得るとされた。

森林資源を有する山村地域の市町村の多くは、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、人口の流出等による過疎化及び高齢化が急速に進行する厳しい状況にあり、森林吸収源対策及び担い手育成等の対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 市町村が持続的に森林整備を行うことができるよう、森林環境税（仮称）を早急に創設すること。
  - 2 森林環境税（仮称）の創設に当たっては、地方の意見を十分に踏まえて制度設計するとともに、各県を中心に独自に課税している森林環境税等との関係についても確実に調整を図ること。
  - 3 森林環境税（仮称）の創設が実現するまで、必要な施策を推進するための予算を十分に確保すること。
  - 4 林業の成長産業化と森林の公益的機能の発揮が両立する新たな森林の管理・経営スキームを検討の上、導入を推進すること。
  - 5 本格的な利用期を迎えた我が国の森林について、新たな管理・経営スキームの検討を進めるに当たっては、国産材の需要の創出・拡大策を並行して推進すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月4日

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣 宛て  
農林水産大臣  
環境大臣

福島県議会議長 杉山純一